

刑 事 訴 訟 法

(問 題)

2025 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子・下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（80点）

Xは、2024年7月1日午前1時30分頃、東京都新宿区内に所在のA所有の物置小屋内において、所持のライターで新聞紙に点火して火を放ち、その火を壁等に燃え移らせたうえ、現に人が居住せず、かつ現に人がいない同物置小屋の一部約10平方メートルを焼損したとの非現住建造物放火の事実で起訴された。Xは、捜査段階から一貫して犯行を否認し、自分は犯人ではなく、事件当時は自宅で寝ていたと主張した。

検察官はAの証人尋問を請求し、同人は、「燃え上がった小屋から犯人が出てくるのを目撃した。顔はよく見えなかったが、185センチメートルを超える大男だった」旨の証言をした。なお、Xは身長190センチメートルの男性である。

これに対し、被告人側は、Aの証言の証明力を争うためとして、次の（1）（2）のような証拠の取調べを請求した。裁判所はこれらの証拠調べを認めるべきか、論じなさい。

（1）現場近くに住むBの供述録取書。警察官Kが「燃え上がった小屋から犯人が出てくるのを目撃した。男性で、身長は170センチメートルほどであった」旨のBの供述を録取したもの。

（2）警察官K作成の捜査報告書。「事件直後、現場に赴いたところ、小屋の持ち主のAが付近にいたので、話を聴いた。Aは『燃え上がった小屋から犯人が出てくるのを目撃した。男性で、身長は170センチメートルほどであった』旨の供述をした」と記載されたもの。なお、Aの署名・押印はない。

〔以下余白〕